

# 第10期沼田市分別収集計画

令和4年7月

沼田市

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
	(法第8条第2項第4号)	
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

## 1 計画策定の意義

沼田市は、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」を将来像とし、豊かな自然環境と伝統文化に恵まれた本市が持つ可能性と課題に対し、市民の声を聞き、行政の役割と市民とが力を合わせて、10年後へ向かい“持続可能な沼田市”を目指しています。

環境面では、平成27年3月に「第二次沼田市環境基本計画」を策定し、「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」を望ましい環境像として、その実現を目指しています。

また、令和4年2月に「沼田市ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目標に掲げています。

これらの目標を実現させるためには、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ必要があり、ごみの量を削減し、貴重な資源を有効に活用して、できるだけ環境への負荷が少ない仕組みを作る必要があります。

このような状況を踏まえ、本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、市民・事業者・行政がそれぞれ協力し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化を図り、循環型社会の実現を目指すものであります。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を次に示す。

- ①市民による3R（リデュース・リユース・リサイクル）の実践、事業者による自己処理及び環境負荷の影響を配慮した製造・加工・販売の実践、行政による市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施により、協働での循環型社会の構築を目指す。
- ②ごみ減量化・再資源化の促進、環境に配慮した適正な処理体制の整備、広域化を踏まえた施設整備の検討、新たなリサイクル技術の活用などにより再資源化や適正処理を進める。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに改訂する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、下に示したものを対象とする。

- ・主として鋼製の容器（以下「スチール缶」という。）
- ・主としてアルミ製の容器（以下「アルミ缶」という。）
- ・主としてガラス製（ホウケイ酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）の容器で、無色のもの（以下「無色ガラス」という。）

- ・主としてガラス製（ホウケイ酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）の容器で、茶色のもの（以下「茶色ガラス」という。）
- ・主としてガラス製（ホウケイ酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）の容器で、無色又は茶色以外のもの（以下「その他ガラス」という。）
- ・主として段ボール製の容器又は包装（以下「段ボール」という。）
- ・主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。以下「紙パック」という。）
- ・主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- ・主としてプラスチック製の容器（ペットボトルを除く。以下「その他プラスチック」という。）

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出量の見込み	3,597	3,563	3,529	3,494	3,469

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### ①教育、啓発活動の充実

ごみの減量化、資源化についての教育を学校及び地域社会の場で取り上げていく。このため、小中学校の社会科の授業や市民の集会などで、ごみの問題を取り上げてもらったり、ごみ処理場の見学会を催したりする。

また、分別収集に当たっては広報ぬまた・ホームページによる情報提供、地域からの要請に応じた地元説明会の開催、その他啓発事業の実施等により、分別収集の方法並びに資源化の意義等、市民、事業者の理解を得るよう一層の啓発を行う。

### ②沼田市環境保健協議会との協議

分別排出について概ね市民に理解を得られているが、まだ一部分別されていない場合がある。そこで、沼田市環境保健協議会との協議により、ごみステーションへのごみ出しルールについて市民に対する啓発を行う。

### ③有価物集団回収の推進

町内会、青少年育成会、老人会、PTAなどが自主的に有価物の集団回収を行った場合、その団体に対して回収量に応じて奨励金を交付している。この取り組みを継続推進することで、資源の再生利用を促進し、ごみ減量化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の埋立残容量、処理施設の状況及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。なお、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	品目別分別 収集量の割合
スチール缶	缶	0.296161%
アルミ缶		0.399477%
無色のガラス製容器	無色びん、生びん	0.795552%
茶色のガラス製容器	茶色びん、生びん（一升びん(茶)、ビールびん)	0.732166%
その他のガラス製容器	その他の色びん、生びん（一升びん(緑)）	0.577639%
段ボール	段ボール	1.476687%
紙パック	紙パック	0.033126%
ペットボトル	ペットボトル	0.796448%
その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	1.492086%

※ごみの総排出量に対する割合

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

品目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	52.21		51.72		51.22		50.72		50.35	
アルミ缶	77.33		76.60		75.87		75.13		74.58	
無色のガラス製容器	(合計) 134.8		(合計) 133.6		(合計) 132.3		(合計) 131.0		(合計) 130.0	
	(引渡) 134.7	(独自) 0.1	(引渡) 133.5	(独自) 0.1	(引渡) 132.2	(独自) 0.1	(引渡) 130.9	(独自) 0.1	(引渡) 129.9	(独自) 0.1
茶色のガラス製容器	(合計) 137.0		(合計) 135.7		(合計) 134.4		(合計) 133.1		(合計) 132.2	
	(引渡) 116.0	(独自) 21.0	(引渡) 114.9	(独自) 20.8	(引渡) 113.8	(独自) 20.6	(引渡) 112.7	(独自) 20.4	(引渡) 111.9	(独自) 20.3
その他のガラス製容器	(合計) 93.2		(合計) 92.3		(合計) 91.4		(合計) 90.5		(合計) 89.8	
	(引渡) 92.2	(独自) 1.0	(引渡) 91.4	(独自) 0.9	(引渡) 90.5	(独自) 0.9	(引渡) 89.6	(独自) 0.9	(引渡) 88.9	(独自) 0.9
段ボール	340.6		337.4		334.2		330.9		328.5	
紙パック	6.2		6.1		6.1		6.0		6.0	
その他紙	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
ペットボトル	(合計) 145.8		(合計) 144.4		(合計) 143.0		(合計) 141.6		(合計) 140.6	
	(引渡) 145.8	(独自)	(引渡) 144.4	(独自)	(引渡) 143.0	(独自)	(引渡) 141.6	(独自)	(引渡) 140.6	(独自)
その他のプラスチック製容器包装	(合計) 303.2		(合計) 306.3		(合計) 306.4		(合計) 303.4		(合計) 301.2	
	(引渡) 303.2	(独自)	(引渡) 306.3	(独自)	(引渡) 306.4	(独自)	(引渡) 303.4	(独自)	(引渡) 301.2	(独自)
うち白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

上位計画である第9期沼田市一般廃棄物処理基本計画の推計人口より令和5年度から令和9年度の人口変動率を算出し、令和3年度の「特定分別基準適合物の収集実績」に、各年度の人口変動率を乗じ、収集量の伸び率を考慮したうえで年度ごとの分別収集量の見込みとした。

また、人口は、沼田市住民基本台帳人口（令和4年3月末日現在）を基に人口変動率を乗じ算出した。

### ○見込みの算定方法

$$\left( \begin{array}{c} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{直近年度の特定} \\ \text{分別基準適合物} \\ \text{等の収集実績} \end{array} \right) \times \text{人口変動率}$$

### ○見込みの算定に用いる人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
45,292人	44,863人	44,434人	44,001人	43,680人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.06%	99.05%	99.04%	99.03%	99.27%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物の分別収集を実施する者は下表のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集運搬	選別保管
スチール缶	民間委託	市
アルミ缶		市
無色のガラス製容器		(生びんは民間業者)
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
段ボール		民間業者
紙パック		市
ペットボトル		民間委託
その他のプラスチック製容器包装		

また、上記のうち、スチール缶、アルミ缶、ガラス製容器のうち生びん、段ボール、紙パックは市民団体等による有価物集団回収でも分別収集を継続して行う。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラス製容器（生びんは除く）・ペットボトルについては、沼田市再資源化センター等で選別し、缶・ペットボトルについては圧縮保管を行う。

段ボール・紙パック・生びんについては、民間業者において直接資源化を図る。その他のプラスチック製容器包装については、民間委託により中間処理を行う。

分別収集及び中間処理の今後の状況を見極めながら、リサイクルプラザの建設について検討する。

分別収集する容器包装の種類	排出方法	収集方法	中間処理
スチール缶	網袋	ステーション収集	直営で選別・圧縮
アルミ缶			
無色のガラス製容器	コンテナ (生びんはコンテナの外)		直営で選別 (生びんは民間業者)
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
段ボール	ひもで結束		民間業者
紙パック			
ペットボトル	コンテナ		市
その他のプラスチック製容器包装	指定袋		民間委託

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- 当市では、沼田市環境保健協議会があり、これを活用することで容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるものとする。
- 市民団体による有価物集団回収を推進するため、広報・ホームページによる情報提供や回収容器の貸与を行う。
- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。





第 1 0 期沼田市分別収集計画

令和 4 年 7 月 1 日策定

編 集 沼田市

沼田市下之町 8 8 8 番地

沼田市市民部環境課

電話 0278-23-2111 (代)